

公立大学法人京都市立芸術大学における利益処分について
(平成29年度決算)

1 剰余金の概要(損益計算書より)

平成29年度の剰余金は「約22百万円」です。(詳細は下表のとおり)

(単位：千円)

区 分	29 決 算	備 考
経常費用 (①)	2,314,983	
経常収益 (②)	2,303,543	
経常利益 (③ = ② - ①)	△11,440	
臨時利益 (④)	22,121	退職手当の執行残に係る運営費交付金債務残額の収益化
当期純利益 (⑤ = ③ + ④)	10,681	
目的積立金取崩 (⑥)	11,441	
当期総利益 (⑦ = ⑤ + ⑥)	22,122	剰余金

2 剰余金の発生理由

第1期中期目標期間の最終年度である、平成29年度の経常利益(③)は△11,440千円となりましたが、中期目標期間最終年度特有の会計処理として、退職手当の執行残に係る運営費交付金債務残額22,121千円を臨時利益(④)として計上したことで、当期純利益(⑤)は10,681千円となりました。

目的積立金については、55,300千円の取崩予算を計上していましたが、効率的な執行による節減や人件費の減により取崩額を圧縮し、11,441千円の目的積立金取崩(⑥)を実施しました。

最終的に、当期総利益(⑦)として22,122千円の剰余金が生じました。

3 利益処分

平成29年度は第1期中期目標期間の最終年度であり、当該事業年度の利益処分において、目的積立金及び当期末処分利益の残額を、全て積立金に振り替える必要があります。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
積立金振替	96,383	目的積立金から振替
当期末処分利益	22,122	
合 計	118,505	

公立大学法人京都市立芸術大学目的積立金取扱要綱

(平成25年6月14日決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の決算において発生する剰余金（以下「剰余金」という。）を中期計画に定められた使途に充当するために必要な事項を定めることを目的とする。

(目的積立金の計上)

第2条 剰余金は、地方独立行政法人法第40条第3項の規定により、京都市長の承認を受けた後、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金」（以下「目的積立金」という。）として計上する。

2 目的積立金を取り崩して前条の使途に充当する場合には、経営審議会の審議に付した後、理事会の議決を得るものとする。

(充当方針)

第3条 目的積立金は、教育・研究環境の向上や中期計画の推進等のために、各年度で編成した予算では十分に対応できない事業等で、かつ、後年度の運営経費の負担を伴わない事業等（人件費やリース料等は後年度負担を伴うため対象外）に充当する。

(対象事業等)

第4条 前条に定める目的積立金を充当する事業等は、以下のとおりとする。

- (1) 教育・研究環境の向上につながる事業
- (2) 中期計画の推進につながる事業
- (3) 収入増につなげるための事業
- (4) 移転整備事業（準備を含む。）
- (5) 法人の財政基盤の安定化

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、目的積立金の充当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。